

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 不動産特定共同事業法上の特例事業者等の不動産特定共同事業契約に基づく一定要件を満たす不動産の取得。</p> <p>・ 特例措置の内容 特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置（不動産取得税の課税標準額が1/2に軽減される）について、適用期限を2年間（令和7年3月31日まで）延長するとともに、建物用途に保育施設を追加すること。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第11条第12項 地方税法施行令附則第7条第16項から第21項まで 地方税法施行規則附則第3条の2の15から第3条の2の18まで</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲9.2（ ▲57.8 ） [平年度] ▲9.2（ ▲57.8 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る不動産取得コストを軽減することで、不動産の証券化を推進し、建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリューアップ等を通じて、地域経済の活性化や国際競争力の強化に資する優良な都市ストックの形成を促進する。 また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、宿泊施設・介護施設等の不動産の開発等の事業を促進し、そこで営まれる事業における雇用創出による地域経済の活性化や優良な都市ストックの形成を後押しする。全国各地域において空き家や空き店舗等が増加しているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>（2）施策の必要性 不動産の証券化を推進し、都市機能の向上及び地域活性化を図るためには、特例事業者等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。このため、特例事業者等が不動産を取得した場合の課税標準の特例措置を延長することが必要である。 また、政府は、待機児童の早期解消及び女性の就業率の上昇に対応するため、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。待機児童問題をはじめとする社会課題の解決に向けて、特例事業者等が、保育施設を用途とする施設を取得しやすくする環境を整備することで、民間資金を保育施設の整備に振り向け、優良な保育施設の供給を促進する必要がある、税制上の特例措置を拡充する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定) 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。」 「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定) 「不動産証券化手法の一つである不動産特定共同事業について、クラウドファンディングも含め、その活用を推進することにより、地域の空き家等の遊休不動産をコワーキング施設などデジタルに対応した施設等に再生・活用し、コミュニティの形成促進等による地域の社会課題解決を目指す。」 <p>Ⅲ-1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>
	政策の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年：約25兆円→令和12年頃：約40兆円)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年：約25兆円→令和12年頃：約40兆円)
	政策目標の達成状況	令和3年度末時点のリート等の資産総額：約27兆円
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度：24件 令和6年度：31件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置は、特例事業者等が不動産を取得するための総費用を軽減するものであり、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置(登録免許税)(租税特別措置法第83条の3)

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>特例事業者等による不動産取得コストの低減を通じて、不動産証券化市場のさらなる発展が促されることから、本施策は、妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績		適用件数	減収額(百万円)
	平成 29 年度	3	45.36
	平成 30 年度	1	8.11
	令和元年度	0	0
	令和 2 年度	5	67.2
	令和 3 年度	7	21.1
	※適用件数は不動産流通税軽減証明に基づく。 ※減収額は推計。		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類：課税標準（不動産の価格） ② 適用総額（千円）：平成 30 年度（294, 229） 令和元年度（423, 234） 令和 2 年度（0）		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。		
前回要望時の達成目標	リート等の資産総額 （平成 27 年：約 15 兆円→令和 2 年頃：約 30 兆円）		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 3 年度末時点でリート等の資産総額は概ね 30 兆円となっており、上記達成目標（令和 2 年頃までに約 30 兆円）をおよそ達成している。		
これまでの要望経緯	平成 25 年度 創設 平成 27 年度 延長・拡充 平成 29 年度 延長・拡充 令和元年度 延長 令和 3 年度 延長・拡充		